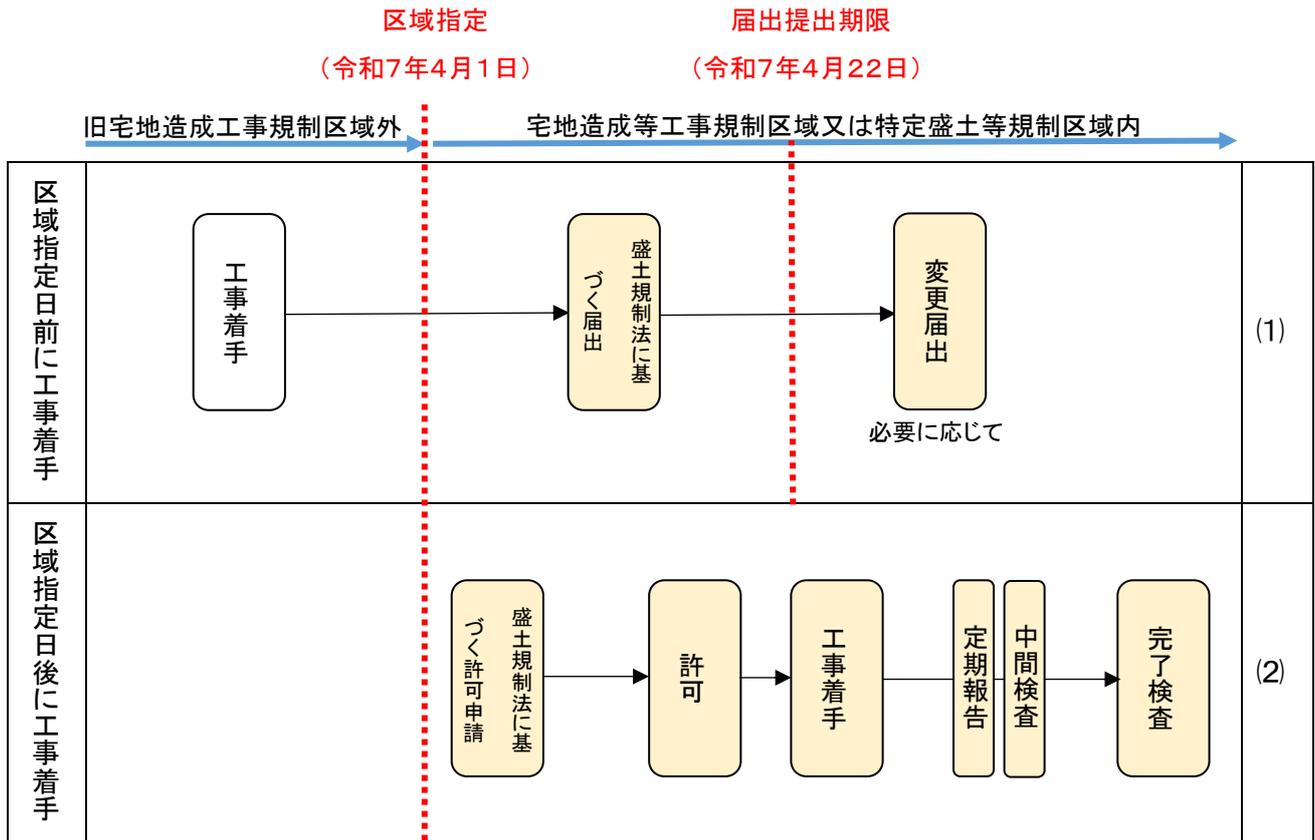


## 盛土規制法に基づく規制区域指定日前後の手続について

姫路市では、令和7年4月1日(火)に盛土規制法に基づく規制区域を指定します。  
規制区域指定日前後の手続は以下のとおりです。

### 1. 旧宅地造成工事規制区域外であって開発許可を要しない場合の手続



#### (1) 区域指定日前(令和7年3月31日以前)に着手する工事

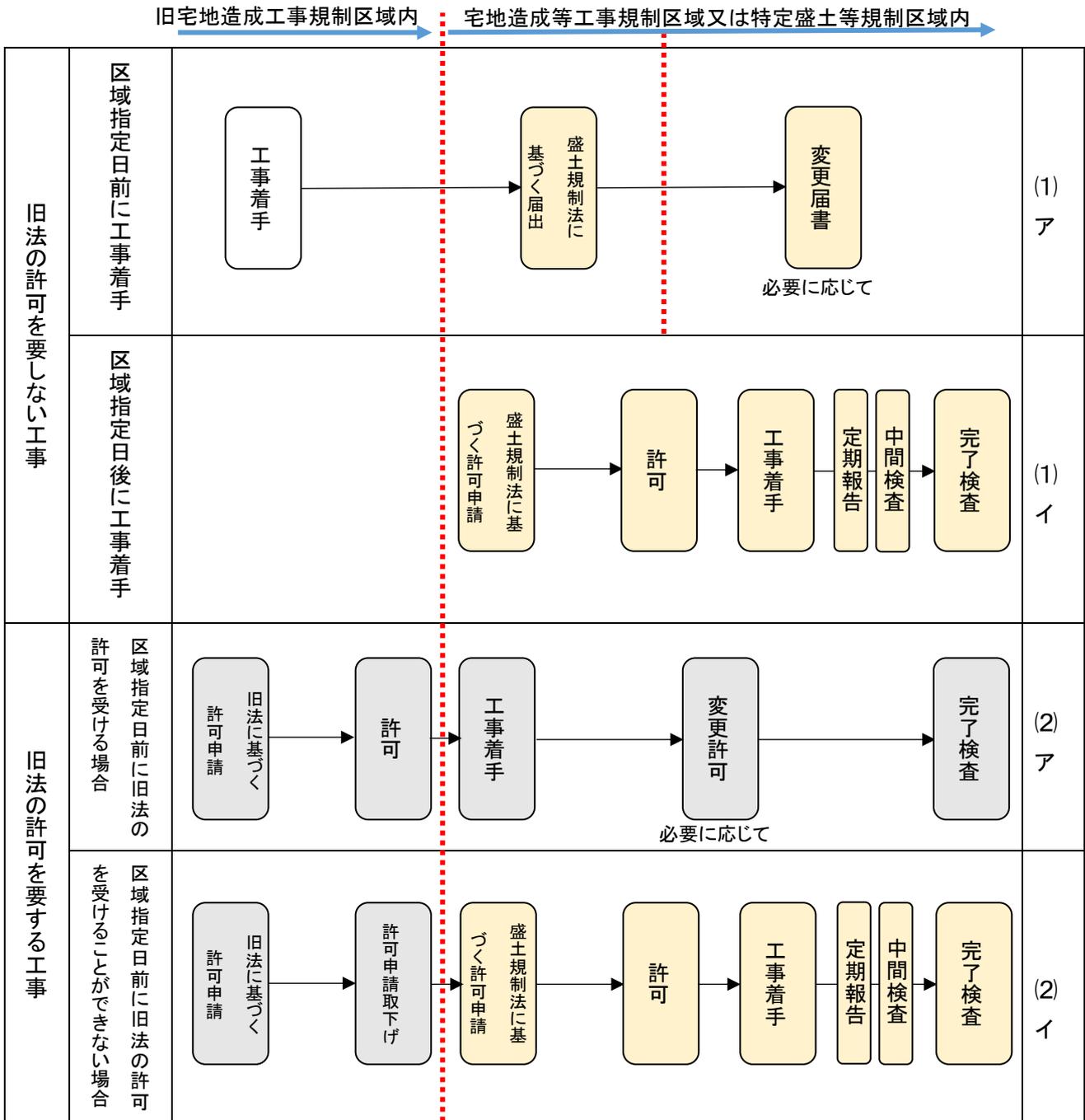
令和7年3月31日以前に盛土規制法に基づく許可が必要な工事に着手し、完了していない場合は、区域指定日から21日以内(令和7年4月22日まで)に、当該工事について市長に届け出なければならない。

#### (2) 区域指定日後(令和7年4月1日以降)に着手する工事

令和7年4月1日以降に盛土規制法に基づく許可が必要な工事に着手する場合は、盛土規制法に基づく許可申請が必要となる。

2. 旧宅地造成工事規制区域内であって開発許可を要しない場合の手続

区域指定                      届出提出期限  
(令和7年4月1日)            (令和7年4月22日)



(1) 旧法の許可を要しない工事

ア 令和7年3月31日以前に盛土規制法に基づく許可が必要な工事に着手し、完了していない場合は、区域指定日から21日以内(令和7年4月22日まで)に、当該工事について市長に届け出なければならない。

イ 令和7年4月1日以降に盛土規制法に基づく許可が必要な工事に着手する場合は、盛土規制法に基づく許可申請が必要となる。

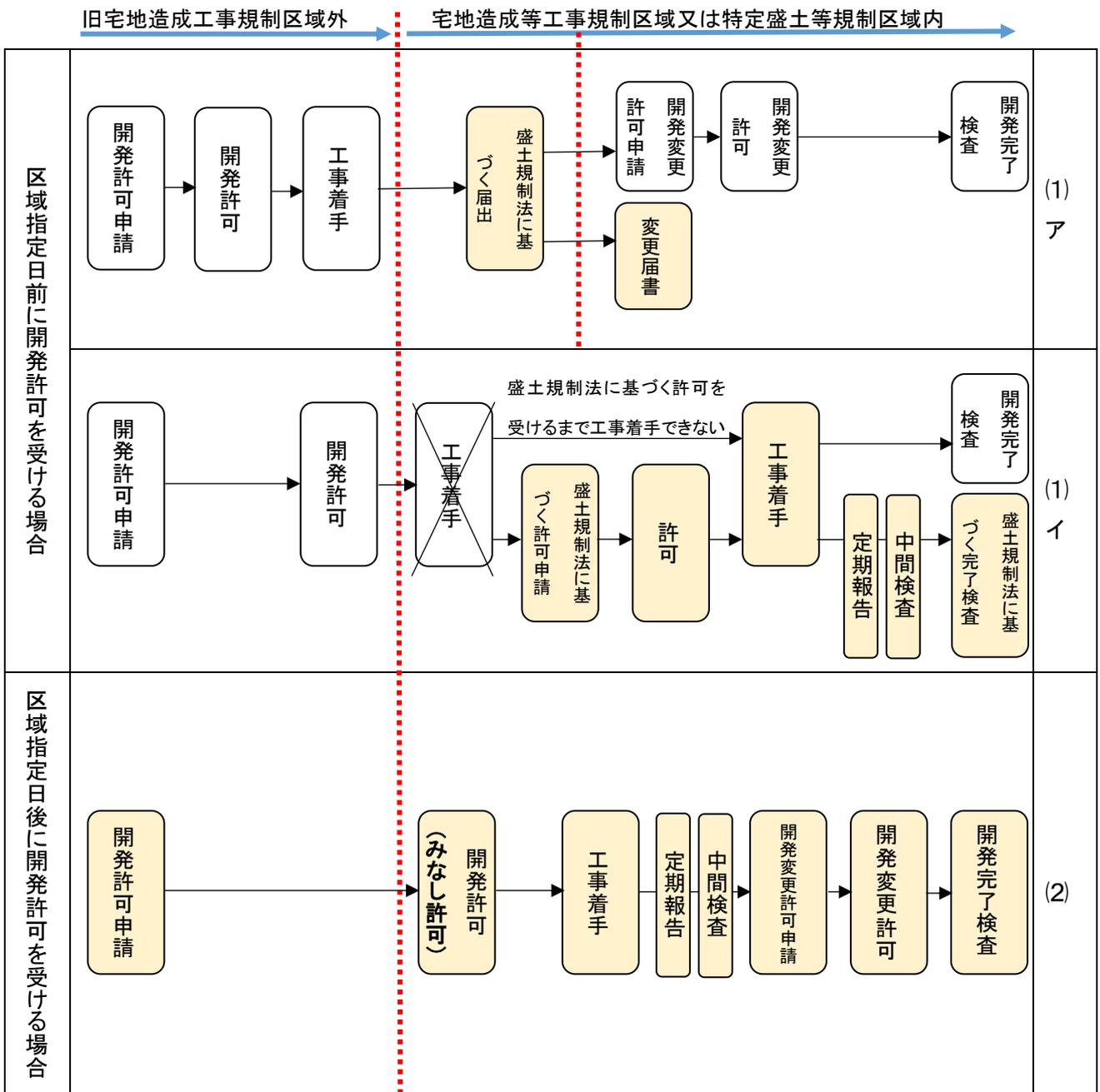
(2) 旧法の許可を要する工事

ア 令和7年3月31日以前に旧法に基づく許可を受けている場合は、従前の手続きどおりとする。

イ 令和7年3月31日以前に旧法に基づく許可を申請した場合であっても、令和7年3月31日までに許可を受けていない場合は、改めて盛土規制法に基づく許可申請が必要となる。

3. 旧宅地造成工事規制区域外であって開発許可を要する場合の手続

区域指定 (令和7年4月1日) 届出提出期限 (令和7年4月22日)



(1) 区域指定日前(令和7年3月31日以前)に開発許可を受ける場合

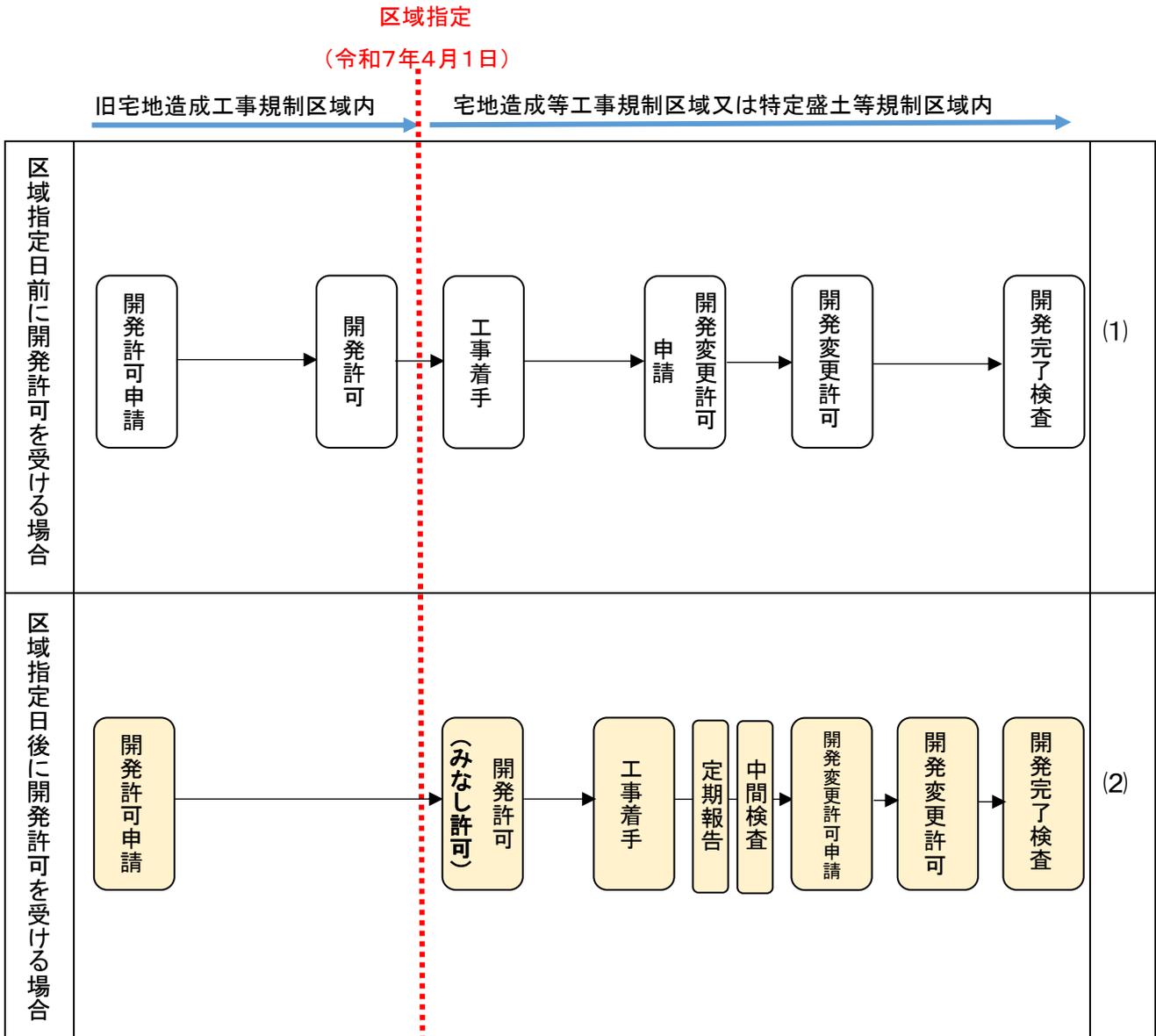
ア 令和7年3月31日までに開発許可を受けた工事に着手し、完了していない場合は、区域指定日から21日以内(令和7年4月22日まで)に、当該工事について市長に届け出なければならない。また、開発変更許可申請を行う場合は、同時に盛土規制法の「変更届書」を市長に提出しなければならない。

イ 令和7年3月31日以前に開発許可を受けた場合であっても、令和7年3月31日までに工事に着手していないときは、都市計画法の手續に加え、盛土規制法に基づく許可申請が必要となる。

(2) 区域指定日前(令和7年3月31日以前)に開発許可申請し、区域指定日後(令和7年4月1日以降)に開発許可を受ける場合

令和7年3月31日以前に開発許可申請し、令和7年4月1日以降に開発許可を受けた場合、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなす。なお、この場合、盛土規制法に基づく技術基準に適合して開発許可申請をする必要がある。

4. 旧宅地造成工事規制区域内であって開発許可を要する場合の手続



(1) 区域指定日前(令和7年3月31日以前)に開発許可を受ける場合

令和7年3月31日以前に開発許可を受けている場合は、従前の手続きどおりとする。

(区域指定日前に開発許可を受けている工事は、旧法の規定に基づき許可を要しない。)

(2) 区域指定日前(令和7年3月31日以前)に開発許可申請し、区域指定日後(令和7年4月1日以降)に開発許可を受ける場合

令和7年3月31日以前に開発許可申請し、令和7年4月1日以降に開発許可を受けた場合、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなす。